

9 川 総 行 推 第 60 号

9 川 総 人 第 186 号

平成 9 年 7 月 23 日 市長 決 裁

川崎市附属機関等の委員公募実施指針

(目的)

第 1 条 この指針は、附属機関等の設置等に関する要綱（9 川総行推第 29 号・9 川総人第 99 号。以下「要綱」という。）第 5 条に規定する附属機関等の委員の公募制の導入に当たり、当該委員の公募方法等について、附属機関等を所管する各局（室）区（以下「所管局」という。）の準拠すべき必要な事項を定めることを目的とする。

(公募制の対象となる附属機関等)

第 2 条 委員の公募制の導入は、附属機関及び協議会等（以下「附属機関等」という。）の委員の構成として、市民又は市民代表（団体の代表者を委員とすることを予定しているものを除く。以下同じ。）と定めるものを対象とする。

2 公募により選任する委員の人数は、附属機関等委員数の 2 割以上となるように努めるものとする。

(申込者の資格)

第 3 条 委員の公募に申し込むことができる者の資格を次のとおり定めるものとする。

- (1) 原則として年齢 20 歳以上の者
- (2) 原則として本市に引き続き 1 年以上居住している者
- (3) 本市の附属機関等の委員となっていない者
- (4) 市職員でない者。ただし、市退職職員は申し込むことができる。
- (5) その他必要と認める事項

(公募方法等)

第 4 条 委員の公募に当たっては、次に掲げる事項について市政だよりへの掲載、
掲示その他広報媒体を利用する等の方法により広く周知を行うものとする。

- (1) 附属機関等の名称、設置目的及び所掌事務
- (2) 申込者の資格
- (3) 公募人数
- (4) 選任の時期及び任期
- (5) 申込方法及び申込期限
- (6) 選考方法
- (7) 小論文のテーマ
- (8) 問い合わせ先
- (9) その他必要と認める事項

2 前項の市政だよりへの掲載等は、申込期限までに適当な時間的な余裕をもって
行うものとする。

(申込書等)

第 5 条 申し込もうとする者から原則として市販の罫紙、便せん等の用紙に次に
掲げる事項を記載したもの（様式は、自由とする。以下「申込書」という。）に
小論文（800 字程度のもの）を添付して提出してもらうものとする。

- (1) 申し込む附属機関等の名称
- (2) 住所、氏名、電話番号、性別及び生年月日
- (3) 現在の職業
- (4) 市民となった日
- (5) 職歴（主なもの）
- (6) 活動経験（福祉、環境等のボランティア活動、青少年等の団体等での活動、
市政モニター等の主な活動経験）
- (7) 申し込んだ理由（簡潔に記載したもの）

2 申込書及び小論文は、返却しないものとする。

(選考の方法等)

第 6 条 委員の選考は、申込書及び小論文による書類選考、抽選等により行う。

2 前項の選考は、所管局に設置する選考委員会をもって行うものとする。

3 選考の結果について、当該申し込んだ者に通知するものとする。

(特例)

第 7 条 公募を行った場合において、次に掲げるときは、原則として再公募とする。ただし、日程等に余裕がないときは、公募によらないで委員を選任することができる。

(1) 申込期限までに申込みがなかったとき。

(2) 申込者の全員が申込資格を満たさなかったとき。

(3) 前条第 1 項の規定による選考の結果、該当者がなかったとき。

(4) 申込者数が公募人数に満たなかったとき (その満たない人数に限る。) 。

(5) 申込者の一部が申込資格を満たさなかったことにより公募人数に満たなかったとき (その満たない人数に限る。) 。

(6) 前条第 1 項の規定による選考の結果、該当者が公募人数に満たなかったとき (その満たない人数に限る。) 。

附 則

(施行期日)

1 この指針は、決裁の日 (平成 9 年 7 月 23 日) から施行する。

(総務局への協議等)

2 所管局は、委員の公募を実施する際は、当分の間、公募の実施、方法及び結果について、総務局行財政改革室及び総務局人事部人事課に協議し、及び報告するものとする。

附 則

この指針は、平成 14 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。